

人口の動き

4月末現在

人口	16,874	(-19)
男	8,381	(-13)
女	8,493	(-6)
世帯数	1,571	(+1)

()内は先月比

広報かわぐち

No.35
5月号

発行人
川口町公民館長
保科清

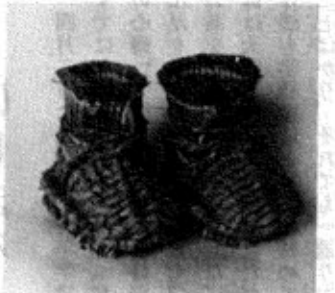
編集人
桜井兵治

町内にひろう 老人クラブ 員の活動



木沢老人クラブの星野万一さん(七十七才)ハルイさん(七十才)夫妻の活動をご紹介したいと思います。

家庭奉仕員の桜井ハルイさんは「木沢にノミやスッペを上手につくる人がいるぜ」……と言ふことで、早速、木沢の万平さんと云



うお宅に伺いました。

見せていただいたミノとスッペ、ワラグツ、ナベシキ。いずれもミニのお土産用につくられたもので買うことになれば相当の値のつく品物です。写真のように実用になるものをつくりにつくられ、誠にキレイにできています。この手先の器用さには驚かされます。「いくつもつくったんだとも、東京の土産にみんな持っていかれて……」と語っていました。

今ではほとんどつくられなくなった「ワラ」工品ですが、今後こうした技術を若い世代に引きつぎ、山村の一つの産業として考えられるのではないのでしょうか。仕事の多いお年寄りの方も、共同でこうした活動をし、文化祭などで即売会などしたら如何でしょうか。

おばあさんは手マリのすでに七百こもつくったと言います。各々が異なった模様で、もくもまあこなに図柄ができたものですね……と関心した程です。「これは小千谷西高校に出品した時、先生が写してくれたんです」と顔に入



ったカラー写真を見せてくれました。今後も仲間を広げていって欲しいものです。町内にいろんな活動が展開されています。毎月一つ一つご紹介し

てゆきたいと思いますが、町民のみなさんから、「こんなことをやっている……」と云うことを是非広報担当者までお知らせください。

井浦さん、全日本学生

スキー連盟表彰を

受ける



相川一の井浦正雄さん(40)は日本大学在学中、スキー距離競技の名選手、日大の主将を務めた方です。この度、連盟五十周年でその榮譽、功績に対して表彰の楯が贈られました。後進の指導に今後活躍が期待されます。

風薫る五月

さわやかな季節の到来です。



編集室から

▽広報四月号の八頁・公民館運営審議委員に山田英夫氏とありましたが山田勝美さんの誤りですのでおわびして訂正します。

▽広報かわぐちに「町民の声」を募集します。福祉センター内の広報係までご投稿ください。なお、町内のいろいろなできごとなど、広報係までお知らせください。

はつらつと新成人の誕生

〜新趣向で成人式〜

四月二十九日、ゴールデンウィーク最初の祝日、福祉センターで第二十六回成人式が行なわれました。



式典は保科公民館長の挨拶、星野町長、上村議長、古田島教育長、中林青年団長の祝辞のあと、新成人代表の大淵昇さんが謝辞を述べ、厳肅の内に行なわれました。

今年からは弥彦行きを取り止めた新しい趣向で、「20才の記録」を発行。その体験発表を覚張利雄君、上村智子さんが各々発表しました。覚張君は成人としての自覚、社会人としてのしつかりとした感想を発表し、上村さんは幼稚園教諭



体育館を四つに分け、サークルをつくって真剣な討議が行なわれました。職場での体験、政治のこと、どう生きるか……など青春に関する様々なことが一時間半に亘り語り合われましたが、もう少し時間の余裕があったらと思いつながら各分科会とも拍手の内に分科会を閉じました。

最後に記念撮影をし、各々に記念品が渡されて正午すぎ成人式を終えました。新しい成人式の持ち方でしたが、成人にふさわしい若人にふさわしいはつらつとした、新たな社会の担い手としてふさわしいものでした。これは参加者にも好評でした。なお、年々華美になるきものについては、例年と同じく簡素な洋服の方は一割くらいでした。



また例年になく出席者が多く、九十五名の参加者に加えて来賓の方々が分科会を持ち青春について語り合われました。

「泥かぶら」上演について

川口町青年団長 中林 浩

泥かぶらとは、こんなものがない女の子がいました。昔、顔の大変みにくみにくさに人々の嘲笑のまことに石を投げられたり、唾をはきかけられたりしました。今日も理由なく石つぶてを浴びせられ、口惜しさを少女は荒れ狂っています。

そこに、旅の老法師が通りかかり「美しくなりたい」と願う少女(泥かぶら)に、美しくなる方法を教えてくれました。自分の顔を恥じないこと。どんな時にも、にっこり笑うこと。人の身になって思うこと。それから、泥かぶらのいたいたしい努力が始まります。何度も屈辱に負けそうになりました。泥かぶらは耐えました。やがて泥かぶらの心はおだやかになり憎しみが消え、明るくひょうきんな少女になって行くわけです。

今のせせがましい世の中で泥かぶらのように三つの事をまもれるでしょうか。自分の顔を恥じないこと……人から自分の顔をアスだとかな変な顔をしているなんて言われたら誰でもひがんでしまう。どんな時にも、にっこり笑うこと……



5月25日 於川口小学校

：むりに自分の気持ちをころして笑った顔なんてむなしいものである。人の身になって思うこと……今の世の中、自分の事でいっぱいなのにましてや人の身になって思うなんて事は、出来ないだろうなだから、そんな忘れかけていた自分の気持ちをもう一度呼びおこしてもらいたいものです。なぜ青年

青年学級

はじまる

四月二日に始まった青年学級はすでに七回を迎えますが、「お茶の心得」「戦後の歴史」が好調な出足を見せています。五月七日はお茶を實際にいただきました。講師は大淵澄澄さん。茶をいただく作法も学級生にとっては初めてのことばかり、それでも一通りお菓

団が「泥かぶら」を川口にもって来たかもう一度みなさん考えて下さい。私達も悩みました。費用額を聞いた時、とてもむりだと思っ断りました。でも内容はすばらしいので、子供達、老人、町民に見せてやりたいという気持ちが上回って「よし、やろう」とみんなで決心したので。入場券が売れない時は、自腹を切ってもと考えています。田植えの時期で忙しいでしょう。商売やっていて忙しいでしょう。みなさん忙しいと思いますけどその時間だけあけていただき「泥かぶら」を見ていただきたいと思ひます。みなさんから見たいただく事によって、泥かぶら上演出来るわけです。「泥かぶら」川口上演をみんなの手で成功させようではありませんか。よろしく願ひいたします。

子もお茶もいただきました。「戦後の歴史」は太平洋戦争を先づ勉強することになり、テキストに「戦没農民兵士の手紙」(岩波新書二百三十円)を使うことになりました。

毎週金曜日午後七時半、福祉センターにぜひお出かけください。なお「お茶の心得」は五月二十一日で終了し、六月からは野外活動・レクリエーションの持ち方を始めます。途中からでも結講ですからぜひご参加ください。

個人の均等割が1,000円に

昭和五十一年度における税法の一部改正により、四月一日から町の税条例を一部改正しましたので主な内容についてお知らせします。

①個人の住民税
昭和二十六年から据え置かれていた個人の均等割が、物価水準の変動に見合う是正で一千元(現行三百円)に引上げられ、又障害者未成年者、老年者、寡婦などの非課税の限度額を七十万円(現行六十万円)にそれぞれ引上げられたものです。

②法人の住民税
個人の均等割税率の引上げとの均衡を考慮し、法人の住民税についても資本金、従業員数などによって二万円(現行七千円、一万二千元現行四千元)に引上げが行なわれました。

③固定資産税
土地、家屋の評価替えは、三年毎に行なわれることになっており本年度はその評価替えの年です。ところで宅地などについては、直ちに新評価額に基づいて課税を行なうことは負担の激変が予想されるため、適切な負担増を求める措置が適当であると考えられ、前

年度の税負担を基礎とした段階的な負担調整措置が行なわれることになり、農地については三十八年度の税額に据え置く措置が続けられていたもので、この間の田畑の価格、農業所得、生産者米価などの上昇と、宅地等との均衡を考慮してやはり段階的な負担調整措置を行なうことになったものです。このことは五十一年度から五十三年度までの固定資産について適用されるもので、前年度課税標準額×負担調整率によって税額を算出したします。なお負担調整率は、 $\frac{\text{前年度課税標準額} \times \text{負担調整率}}{\text{本年度課税標準額}}$ で算定された区分によって定められるもので、宅地等については上昇率一・二倍以下のものについての負担調整率は一・一とし、以下一・二倍を超え一・七倍以下のものについては一・二とし、一・七倍を超えるものは負担調整率を一・三とするものです。

さらに農地についても上昇率が一・三倍以下のものについての負担調整率は一・一とし、一・三倍を超えるものは一・二の負担調整率となります。

④軽自動車税
昭和四十年年度の改正以来据え置かれていたもので、価格の上昇や道路の維持管理費の増大を考慮しておよそ三十パーセントの引上げが行なわれ、又軽自動車税の軽減措置を廃止したことであります。

税率の改正は次のとおりです。
◎原付自転車(内は改正前)
五十cc以下 空円(五〇円)
九十cc以下 一〇〇円(八〇円)
一二五cc以下 一、二〇〇円(一、〇〇〇円)
◎軽自動車及び小型特殊
二輪のもの 三、〇〇〇円(二、五〇〇円)
三輪のもの 三、〇〇〇円(二、〇〇〇円)
四輪以上の乗用 三、〇〇〇円(二、五〇〇円)
◎軽自動車税
営業用 五、〇〇〇円(四、五〇〇円)
家用 五、六〇〇円(五、〇〇〇円)
四輪以上の貨物 三、六〇〇円(三、五〇〇円)
家用 三、〇〇〇円(三、五〇〇円)
農耕用のもの 一、〇〇〇円(一、〇〇〇円)
二輪の小型自動車 三、〇〇〇円(三、五〇〇円)

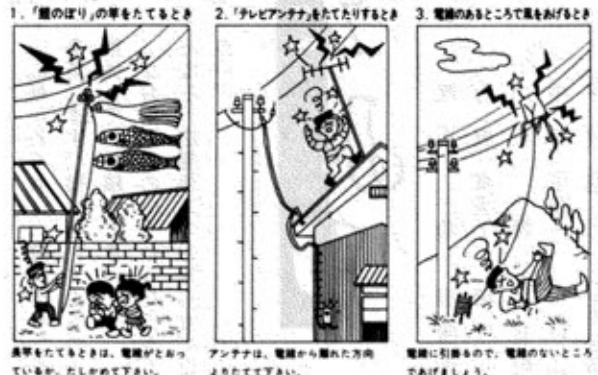
固有財産について

私たちが一般に青線と呼んでいる水路は「国有道水路」で、公共の用に供するために設けた土地でこれを変更するには「用途廃止」「用途変更」「国有土地点検用許可」等の申請書を提出し、許可を受けなければ、個人が勝手に水路を変更することはできません。申請書は複雑で許可までに期間を要しますので工事をする場合は事前に町役場(建設課)と協議し所定の手続きを経てから着工して下さい。

感電事故を防ぐために

皆さんが長かった冬も終り、ようやく暖い春がやってきました。この季節になりますと、鯉のぼりの竿をたてたり、雪のためにいたんだ「テレビアンテナ」の修理をしたり、新しくたてたりするときに、感電してケガをしたり、尊い命をなくされている事故がたくさん起きています。

私たち東北電力では、このような事故が起きないように、電線路の見守りに全力をあげていますがさらに皆さんの協力によりまして、安全に楽しく過ごせるように願っております。



1. 電線のそばで遊んだり、電線に触ると感電の危険があります。 2. 電線から電気が流れてくる方向を知らずに近づくと感電の危険があります。 3. 電線が地面に落ちていたら、感電の危険があります。